

大阪大学サイバーメディアセンター研究倫理内規

第1条 この内規は、大阪大学サイバーメディアセンターに所属する研究者（協力講座に配属される学生を含む。）が行う個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集し、又は採取して行われる研究の実施の適否その他の事項について、倫理的な観点から審査するため必要な事項を定めるものとする。

第2条 前条の審査は、大阪大学サイバーメディアセンター教授会（以下「教授会」という。）で行う。

2 教授会は必要に応じて、学内外の学識経験者に意見を求めることができる。

第3条 教授会の構成員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。

第4条 教授会における審査の判定は、出席した構成員の過半数をもって決する。

第5条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成21年6月25日から施行する。